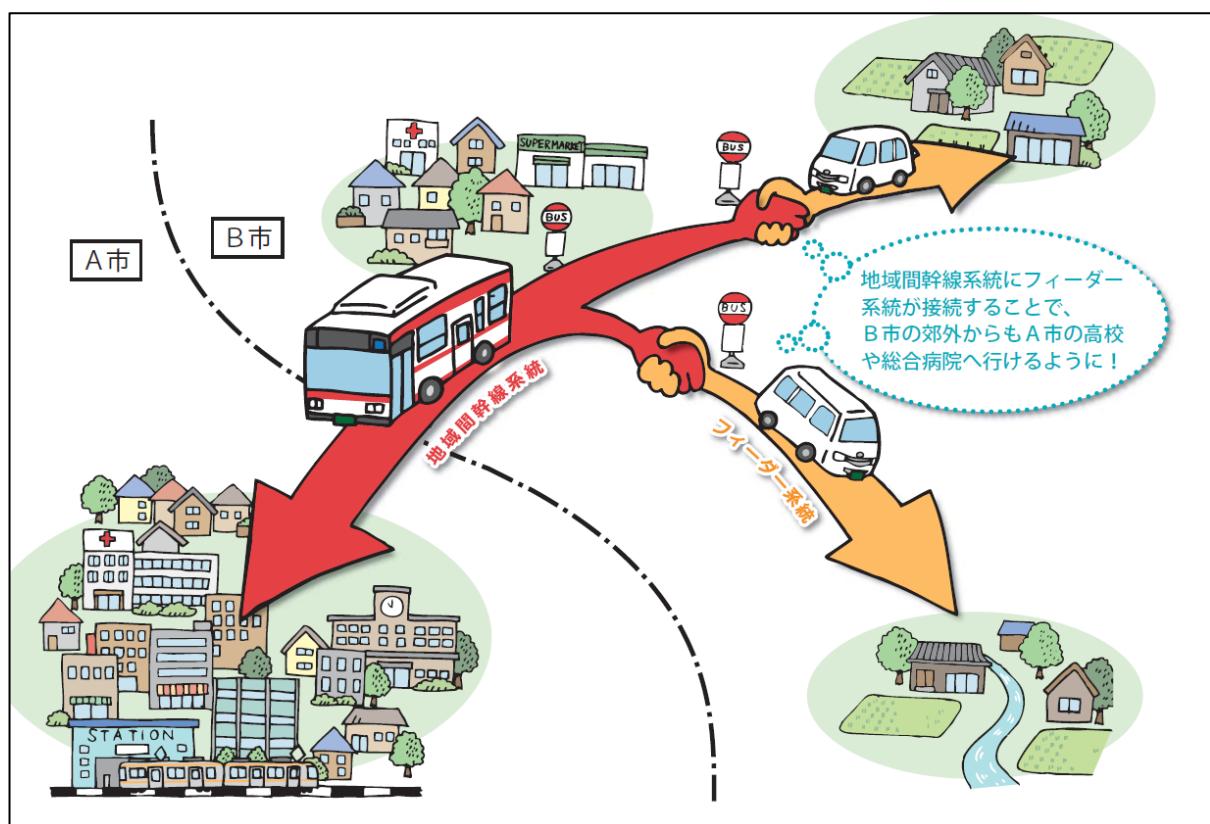


## 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

地域公共交通確保維持改善事業による補助金の交付を受けている事業については、毎年度、協議会自らによる事業実施の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を中部運輸局に報告することとされている。

### 1 地域公共交通確保維持改善事業

国土交通省による、地域の多様な関係者が協働した地域の公共交通の確保・維持、利便性向上等の取組を補助する制度であり、①複数の市町村にまたがって走る広域的なバス路線に対する補助として「地域間幹線系統補助」、②地域間幹線系統と接続する地域内のバス路線に対する補助として「地域内フィーダー系統補助」、③幹線系統、フィーダー系統で運行する車両購入費用に対する補助として「公有民営方式車両購入費補助」などがある。



出典：中部運輸局

### 2 本町における地域公共交通確保維持改善事業

本町においては、①「地域間幹線系統補助」として、名鉄バス星ヶ丘・豊田線（御岳経由）及びじゅんかい君北コース、②「地域内フィーダー系統補助」として、じゅんかい君南西コースが該当する。また、③「公有民営方式車両購入費補助」に関しては、令和6年度に購入した車両2台（北コース及び南西コース）及び令和7年度に購入した車両1台（北コース）が該当する。

### 3 事業評価の対象事業

- ①地域間幹線系統補助：毎年度
  - ・名鉄バス星ヶ丘・豊田線（御岳経由）※
  - ・じゅんかい君北コース
- ②地域内フィーダー系統補助：毎年度
  - ・じゅんかい君南西コース
- ③公有民営方式車両購入費補助：補助2年目
  - ・じゅんかい君北コース及び南西コース（令和6年度購入車両2台）

※名鉄バス星ヶ丘・豊田線（御岳経由）に関しては、愛知県地域公共交通計画に位置付けられて  
いるため、愛知県公共交通会議バス対策部会にて審議

### ■参考

#### 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業におけるスケジュール

令和7年事業年度（令和6年10月～令和7年9月）の認定申請から補助金交付までの主なスケジュールは以下のとおり

|                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| 令和6年 6月        | 計画「別紙」策定<br>(令和6年年度第1回公共交通会議で審議) |
|                | 計画「別紙」認定申請                       |
| 令和6年 9月        | 計画認定                             |
| 令和6年10月～令和7年9月 | 事業年度…事業の実施                       |
| 令和7年11月        | 補助金交付申請                          |
| 令和8年 1月        | 一次評価（自己評価）                       |
| 令和8年 2月        | 二次評価、第三者評価委員会                    |
| 令和8年 3月        | 補助金交付決定、額の確定                     |
|                | 補助金交付                            |